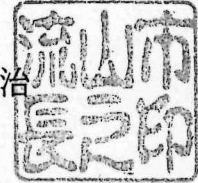




流保年第1656号
令和6年1月26日

流山市国民健康保険運営協議会
会長 堀内 龍文 様

流山市長 井崎 義治



流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画について（諮問）
国民健康保険制度は、国民皆保険を支える基盤となる制度です。

しかし、被保険者の年齢構成の高さから医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱えています。

このような状況下において、市町村によっては、形式的な財政収支の均衡を図るために決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入（以下、「赤字繰入」という。）を行っています。

これに対して、国民健康保険の広域化により国民健康保険財政の責任主体となった千葉県が策定した「千葉県国民健康保険運営方針」においては、赤字繰入を、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなり、保険料の二重負担にも繋がることなどから、その削減・解消を図るべきであるとしています。

このことを受けて、流山市においても計画的に赤字繰入の削減・解消を図るべく、令和元年度を始期とした流山市国民健康保険事業財政健全化計画を策定しましたが、計画最終年度の令和5年度末においても、赤字繰入が解消できない見込みです。

そのため、引き続き計画的に赤字繰入の削減・解消を図るべく、令和6年度から令和11年度を計画期間とした流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画を策定するものです。

以上のことから、下記のことについて、諮問します。

記

流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画について